

経済産業大臣  
直嶋 正行 殿

社団法人 情報サービス産業協会  
会長 浜口 友一

## 平成 23 年度経済産業省情報関連政策に関する要望書

厳しい経済環境が続く中で、我が国経済の再生には IT の利活用による構造改革及び生産性向上が不可欠です。また、疲弊の度合を強めている地域経済の活性化、地球温暖化対策、防災・医療など安全安心な社会基盤整備の手段としても IT の果たす役割は極めて重要であります。

経済産業省の情報関連政策は、IT の供給側である「情報サービス産業の競争力強化」と需要側である「IT ユーザの競争力強化」「経済社会の IT 化の環境整備」を柱に立案されることが望ましいと認識しています。

こうした問題認識のもと、経済産業省の平成 23 年度情報関連政策の策定時期に当たり、政策の実効性を一層高めるために以下の要望を提出します。

当協会としても、業界の高度化に資する情報関連政策となるよう引き続き政策の実現に協力してまいります。

### 【 要 望 事 項 】

#### 1. 政策展開の方向性について

##### (1) 政府一体となった IT 関連政策の推進

平成 22 年度の経済産業省の情報政策関連予算は、新たな成長と低炭素社会実現のための IT 戦略展開として、

- ・ IT による地球温暖化対策
- ・ IT による新たな成長戦略等対策・中小企業対策
- ・ 21 世紀型 IT 国家の先導モデル

に重点的に配分されています。これらはいずれも重要な政策ですから、その推進に当たっては、府省庁の壁を超えた総合的かつ戦略的な推進体制の構築を図り、予算と権限に裏打ちされた強いリーダーシップの下で、効率的で一貫性のある政策立案並びにその推進を図られるよう、強く要望いたします。

##### (2) 新成長戦略における IT に関する取り組みの明確化

昨年 12 月末に公表された「新成長戦略『基本方針』～輝きのある日本へ」では、多くのテーマにおいて間接的に情報システムが果たす役割を読み取ることはできるものの、IT に係る直接的な記述は成長を支えるプラットフォームとして 1 ページ割かれているにすぎません。政府は、本年 6 月を目途に「成長戦略策定会議」において「新成長戦略」を取りまとめるとしていますが、そこにおいては、産業構造審議会情報経済

分科会での議論の成果を踏えるとともに、韓国の G4C (Government for Citizen) 事業等も参考に、電子政府を中心とする IT 化の遅れを早急に取り戻すべく、e-Japan 戦略等の過去の IT 戦略の成功・失敗を十分評価した上で新 IT 戦略として盛り込むよう、要望いたします。

### (3) 情報サービス産業の構造変革を踏えた政策の展開

ユーザの情報システムに対するニーズが多様化、複雑化する中で、今後は情報システムを「作る」から「使う」という IT 資産を持たざる経営への流れが加速するなど、情報サービス産業のビジネスモデルは転換期に入ったと認識しています。

そこで、当協会では、情報サービス産業における今後 5 年から 10 年に生じる変化を展望し、業界の変革を自ら図るために、行政、業界、各事業者のそれぞれの役割についての検討を進めているところです。政府においても政策立案とその展開に当たって、この将来展望と業界の構造変革の認識を共有し、産業界との連携を図ることを要望いたします。

【参考】当協会の企画委員会政策検討部会は、平成 20 年度にまとめた報告「情報サービス産業を巡る市場環境に関する調査」の中で、業界変革の展望について、3 つの業界構造変化及び 2 つの顧客と競合との関係変化を指摘した。

#### 1. 3 つの業界構造変化

- ・顧客ニーズへの対応：受託開発型からサービス提供型
- ・ビジネスモデルの転換：労働集約型から知識集約型
- ・業界構造の変革：多重下請構造から水平分業型

#### 2. 顧客と競合との関係変化

- ・顧客との関係変革：顧客従属型からパートナー型
- ・競争環境の変革：国内産業・国内競争から国際産業化・国際競争

(概要： <http://www.jisa.or.jp/report/2008/20-J013.pdf> 参照)

### (4) 政策実現手段の多様性の維持

平成 22 年度税制改正大綱において租税特別措置の見直しが示されました。

しかし、我が国経済の活性化を図る上で政策立案において採りうる選択肢を徒に狭める必要はありません。政策実現手段の一つとして、租税特別措置は今後も活用すべきです。これを適時にかつ時限的に適用することにより、税制上の効果が広く国民に裨益するのであれば、税制改正大綱が掲げる課税の「公平・透明・納得」を逸脱するものではないと考えます。

したがって、以下の要望においても、必要に応じて租税特別措置により政策立案を図っていただくことを要望いたします。

## 2. 要望事項（各論）

### (1) IT を活用した社会的基盤整備のための戦略プロジェクトの展開

防災、医療、地球温暖化対策など安全安心な社会の実現を図る上での課題の解決には IT の利活用が不可欠です。ただし、その取り組みは、単なる技術的な実

証実験であってはなりませんし、特定の省庁や地方自治体がバラバラに進めるものであってもなりません。国家レベルでしかできない、国民の実利用に供する共通の社会基盤足り得る戦略的な情報システムとして実施すべきです。この戦略的な情報システムの構築を社会基盤整備のための戦略プロジェクトとして実施することを提案いたします。

本提案については、当協会においても次の目的をもって議論を開始しますので、政府と連携しながら進めることを要望いたします。

- ・今の時代に相応しい IT を活用した社会インフラとなること。
- ・安心・安全な社会の実現や地方の活性化など我が国が抱える重要課題の解決に資すること。
- ・平成 22 年度事業で推進した構造改革特命部会の提言、“作るから使う時代”のビジネスモデル実現の先導的モデルになりうること。
- ・導入成果が我が国 IT 産業の海外展開に活用できること。

## (2) 真の電子政府実現に向けた取り組み

電子政府につきましては、単なる業務の IT 化ではなく、行政プロセスの改革が目的であり、組織も人材も法制度も与件ではありません。バックヤードの人員半減を目指した BPR を改革の入り口とする必要があります。府省庁縦割りの弊害を排除し、各情報システム間の連携がとれた形で再構築する必要があります。

残念ながら、行政機関相互の連携が不十分であるため、依然として必要な手続きを一度にまとめて行うことが出来ないなど利用者視点に立脚したシステムとは言いがたいのが実態です。引越しや結婚など国民のライフ・イベントにおいて行政上の手続きをシングルウィンドウで、かつ、ワンストップサービスで行うことができれば、真の電子政府とはいえます。

行政・業務プロセスの改革に加え、こうした利便性の高い行政手続を可能とするためにも、本人の了解の下で省庁自治体間のデータ連携を可能とする国民 ID の導入により、電子行政全般の共通基盤と位置づけることを要望いたします。

また、現在は国・地方を含め行政機関ごとに異なっている法人コードの共通化を図ることを併せて要望いたします。

## (3) 情報システムの信頼性・安全性の確保

新しい技術やアーキテクチャの出現に伴い、多様な IT サービスが創造される今日の情報化社会にあって、情報システムの信頼性やセキュリティを向上させるためには、相当の開発コストや対策コストが発生します。このような中、限られた経営資源(ヒト、モノ、カネ)において、信頼性及びセキュリティの確保とコスト低減はトレードオフの関係にあり、適切なバランスを保つことが重要であります。

この認識の下で社会インフラとしての情報システムの果たす役割に応じた信頼性やセキュリティの水準を明確にし、過剰投資による社会的ロスを軽減する取り組みが

必要です。

この観点から情報システムの信頼性の向上に向けた取り組みを進めている IPA SEC の果たす役割は非常に大きいものがありますので、引き続き政策的な支援をお願いします。

#### (4)政府 IT 調達に関する見直し

情報システムが質の高い行政サービスの実現に寄与するには、完成責任や信頼性責任、手続の透明性確保、継続性（拡張性）、技術革新に対するインセンティブ等に配慮し、価格以外の要素をバランスよく評価する合理性の高い政府調達制度とする必要があります。

このような観点を踏まえ、円滑な政府調達を実施するため、平成 19 年に「情報システムに係る政府調達の基本指針（以下、基本指針）」及び「情報システムに係る政府調達の基本指針 実務手引書（以下、実務手引書）」が策定されました。

しかしながら、完成すべき作業の内容が明確に定義できない業務について、発注者責任を明確にするための準委任契約の適用、あるいは共通基盤事業者のシステム統合責任といった課題を先延ばしにしたままとなっています。また、特約書、取決め書の各条項では、事業者にとって片務的なもの（違約罰規定等）も残されたまま現在に至っており、政府調達ばかりでなく、地方公共団体の IT 調達にも少なからぬ影響を及ぼしています。

つきましては、経済産業省が策定した、契約モデル、信頼性向上ガイドライン等の成果を踏まえ、発注者の責任を明確にするよう基本指針、実務手引書全般の見直しを要望いたします。

#### (5)高度 IT 人材の育成

資源に乏しい日本においては、人材こそ最も重要な資源であることを強く認識する必要があります。特に、「世界の中の日本」を常に念頭に置き、新たな情報化新時代を築く高度な IT 人材が育成される社会的な仕組みを整備することが重要です。

そのためには、専門学校、大学、大学院から、産業界のニーズにマッチした実践的な IT 人材がより多く輩出されるよう、関連省庁、産業界、教育機関の一層の連携が必要です。

また、近年、ユーザ企業の海外展開の本格化や開発委託を中心としたオフショア取引の増加等により、海外への事業展開を経営課題と捉える業界企業が増えつつあります。長く国内取引が中心であった情報サービス産業においては、グローバルな視点で事業を推進できる人材が不足しています。こうしたグローバル人材育成についても政策的支援をお願いします。

加えて、IT 人材の能力や知識などを客観的に評価することが可能となっている情報処理技術者試験やスキル標準といった IT 人材の育成・評価手法について、その継続的な実施と普及が重要であり、グローバル化の観点からは、試験

制度の国際展開、スキル標準の国際標準化への取り組みも有効な施策と考えます。

#### (6)IT利活用による地域連携をベースとした経済活性化の推進

中小企業が IT を活用して生産性向上や経営の高度化を実現し、更なる成長を目指すためには、中小企業への IT 利活用の普及・啓発活動の継続・拡充を図る必要があります。一方、地域経済の活性化支援に加え、地域情報サービス事業者と地域のユーザとの連携を強化することが地域産業の発展に寄与することから、地産地消型ビジネスの活性化等に取り組む当協会市場委員会地域ビジネス部会との連携により、地域経済の情報化基盤整備の促進について支援を要望いたします。

#### (7)グリーン IT の推進

情報爆発が進む中であって、低炭素社会を実現するためには、「IT 機器自身の省エネ」と「IT による社会の省エネ」を同時に達成することが重要です。

情報サービス産業のデータセンターは、我が国産業の情報インフラの効率的な運用を担うとともに、日本全体のエネルギー削減にも貢献しています。

つきましては、情報サービス事業者のエネルギー削減努力が適切に評価される指標の策定、あるいはユーザの情報システムのエネルギー消費削減に有効な税制等の優遇策を要望いたします。

以上